

学校いじめ防止基本方針

令和4年(2022年)3月

箕面市立豊川北小学校

◆ も く じ ◆

I いじめに関する基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

II 未然防止

- 1 規律ある学校生活
- 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
～命や人権を尊重し豊かな心を育てる～
- 3 豊かな学びの実現
- 4 子どもや学級の様子を知る
- 5 保護者・地域の方への働きかけ
- 6 教職員の研修

III 早期発見

- 1 早期発見のためのポイント
- 2 いじめ発見のための手だて
- 3 相談しやすい環境づくりをすすめる
- 4 保護者・地域の方の協力を得る

IV 早期対応

- 1 いじめ対応の基本的な流れ
- 2 いじめ対応の留意事項

V ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめ
- 2 未然防止
- 3 早期発見・早期対応

VI いじめに取り組む体制

- 1 いじめに取り組む体制の整備

I いじめに関する基本的な考え方

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、人として決して許されない行為であり、「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢の下、あらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

(「箕面市いじめ防止基本方針」から)

I いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第71号)第2条」から)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(「いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定)」から)

また、障害特性を有する児童や自身の想いを表現することが苦手な児童は、法第2条のいじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」と訴えることが難しい児童もいることから、いじめ行為の対象となる児童の認識に関わらず、障害特性を有する児童を含め、すべての児童の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめには様々な特質があるが、学校は、以下の8点をいじめに対する基本的な認識とし取り組むものとする。

- (1)いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2)いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3)いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4)いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方をしてはならない。
- (5)いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6)いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7)いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8)いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめへの取組みにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。また、重大事態が発生した場合には、迅速に事案の解決にあたるとともに、誠実な対応に努める。

このいじめ防止基本方針については教職員に加え、保護者や地域にも周知し、いじめ防止に連携して取り組む。

II 未然防止

いじめの未然防止に向けては、保護者・地域と連携し、すべての子どもにとって安心安全な居場所であることを土台に、温かい人間関係を育み、子どもたち一人ひとりの学びを保障する学校をめざす。

I 規律ある学校生活

(1) 生活規律をつくる

学校の三つの基本ルールを徹底するために、継続的に取り組む。

① あいさつをする

- ・入学式、朝会などで「あいさつ」(相手を見る、笑顔、適度な声で)の方法を指導する。
- ・校内で継続的に指導する。

- ・教職員が率先して子どもにあいさつをする。
- ・様々な機会をとらえて、保護者・地域に協力を依頼する。

② 時間を守る

- ・休み時間終了の5分前に予鈴を鳴らし、5分前に行動を開始する習慣をつける。
- ・教職員がチャイムと同時に授業を開始・終了する。

③ そうじをていねいに取り組む

- ・一人ひとりの分担場所を明確にし、掃除の方法を適切に指導する。
- ・わかりやすい当番表を工夫し作成する。
- ・教職員が率先して体を動かし、ともに掃除をする中で指導する。

*①～③を実現するために、教職員が一致団結して指導するとともに、子どもたちが自発的に行動できるように委員会活動などを活用する。

(2)学級における集団生活のルールを明確にする

- ① 日直・給食当番の仕事を分かりやすく子どもに伝える。
- ② 一人ひとりの仕事を明確にし、「仕事をしない子ども」をつくらない。
- ③ 5分休憩は「遊び時間」ではなく、次の学習の準備にあてる。
- ④ 教室を移動する際は、教室の後ろに並んでから担任が引率する。
- ⑤ 特別教室から学級の教室に帰るときも同様に引率する。
- ⑥ 廊下や階段は右側を歩く。

(3)学習規律をつくる

①学校で共通する学習ルールをつくる

- ・学習に不必要なものは持ち込まない。
- ・授業中、机上是必要最小限のものにとどめる。
- ・ノート、分度器、三角定規などの学習に必要な用具は同じものをそろえる。
- ・授業の始めと終わりのあいさつをそろえる。

②系統的に学習ルールを指導する

- ・話し方、聞き方のルールを統一して指導する。
- ・ノート指導を丁寧に行う。
- ・家庭での自主学習が定着するように働きかける。

・読書習慣が身に着けられるように取り組む。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

～命や人権を尊重し豊かな心を育てる

(1) 人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

①人権教育の充実

障がい者理解、国際理解、人間関係づくりなどの実践を通じて、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする心を育てる指導に努める。また、すべての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

②道徳教育の充実

いじめは、他人を思いやる心や人権意識の欠如、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから発生することが多く、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。道徳の授業で子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れ、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。また、道徳の授業だけでなく、すべての教育活動を通して、いじめを許さないという心や意識の育成に努める。

③体験学習の充実

子どもたちは他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。

教科での体験学習や校外学習などの場面で、発達段階に応じて、社会や地域、自然との関わりを重視する活動を取り入れる。

④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

人間関係づくりやピアサポートの活動などを通して、自分や周囲の人の「持ち味」をありのままに受容し、それぞれの「持ち味」を生かせる環境をつくりあえるように肯定的なかかわり方について学習する。また、人間関係におけるトラブルが生じた時には、子どもが自らの力で解決できるように、解決方法についても段階的に学ぶ機会を持つ。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。

① 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の姿勢に注目している。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなるよう努める。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年、学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをする。

③ 子どもたちの主体的な参加による活動

1年生を迎える会や学遊祭などの異学年交流活動や、児童朝会、委員会、地区児童会や運動会などでの主体的な取組みを通して、お互いに認め合い、助け合う関係を築く。

(3) 子どもの学ぶ権利を保障し、確かな学力を育む

① 規律と主体性のある授業づくり

六中校区でこれまで取り組んできた授業モデルや、「箕面の授業の基本」をもとに、「課題解決的な学習」に取り組み、子どもたちが主体的に学ぶ姿勢をもつことができる授業をつくる。

② みんながわかる授業をめざして「ユニバーサルデザインの授業づくり」に取り組む。

③ 個別の子どものニーズを丁寧に把握し、補充学習や家庭学習を充実させるとともに、必要に応じて通級指導、支援学級を活用する。

④ 家庭学習の充実に向け家庭への働きかけを適切に行うとともに、支援が必要な子どもへのサポートとして放課後の「すたサポ」を活用する。

4 子どもや学級の様子を知る

(1) 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る体制を構築する。

全教職員が子ども全員に関わるという共通理解の下、意識的に子どもに声掛けをする。そのために、顔写真を個人情報に留意して保管し、必要に応じて提示しながら子どもについての情報交換を行う。特に、課題のある子どもに対しては複数の教職員が肯定的に関わるように努める。

(2)実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を日常的に把握した上で、いじめへの具体的な指導計画を立てる。そのためには、箕面子どもステップアップ調査の生活調査を有効に活用する。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う。

5 保護者や地域の方への働きかけ

PTA活動や保護者懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

- (1)授業参観等において保護者や地域の方に道徳や人権学習の授業を公開する。
- (2)保護者や地域の方を授業のゲストティーチャーとして招き、話を聞く。
- (3)学級活動等で、いじめのない互いに認め合うクラスについて考えるにあたって、保護者とともに考える課題を出す。
- (4)学校だより、学級通信や学年通信等を通して、いじめへの取組みについて保護者に周知する。また、子どもたちの様子(元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物の紛失など)の変化に現れる「いじめのサイン」を家庭と学校との情報共有に努める。

6 教職員の研修

- (1)いじめについて共感的に理解し、適切に対応できるように研修を持つ。
- (2)学校全体の取組みを有効に行えるように、ワークショップ形式で合意形成のための会議を行う。
- (3)学力保障、人権学習の推進に向けて研修を行うとともに、日々の取組みが充実するよう教職員が協働して教育活動にあたる。

Ⅲ 早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

1 早期発見のためのポイント

- ① どのクラスにもいじめ的な人間関係が起こりうることへの知識と理解。
- ② いじめが起こりやすい人間関係、グループ内人間関係を把握・理解。
- ③ いじめが発生すれば、必ずシグナルが出る。子どもの変化(遅刻、不登校、成績の変化、顔色、顔つき、表情、おどおど感、不安げな表情、落ち着きのなさ等)への気づき。
- ④ 子どもの訴え、周囲の友人からの情報が入ってきたときに慎重な対応をする。子どもの表面的な反応(曖昧な回答や、いじめはないとの回答だけ)に惑わされないことが大切。
- ⑤ 相談しやすい関係づくり、普段からのコミュニケーションの大切さ。

(「いじめ問題へのアセスメント、プランニングのポイント」研修 講師:峯本耕治弁護士より)

2 いじめ発見のための手だて

いじめの早期発見のためには、児童生徒の些細な変化に気づく力を高め、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行う。また、より多くの大人が子どもたちの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

(1) 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことをめざし、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

(2) 観察の視点 ～集団への視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

(3) 成長ノート ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

成長ノートの活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密にする。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談（学校カウンセリング）～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけをして子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、スクールカウンセラー（以下SC）やスクールソーシャルワーカー（以下SSW）と連携しながら教育相談やケース会議を実施する等、相談体制を整備する。

① いじめ実態調査アンケート～アンケート回答後の面談～

ステップアップ調査等、学期に1回以上実態を把握するアンケートを実施する。回答を把握して適宜面談をし、対応する。

3 相談しやすい環境づくりをすすめる

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられるので注意する。

(1) 本人からの訴えには

- 心身の安全を保障するため、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を日頃から伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や生徒指導担当、養護教諭、通級担当、支援コーディネーター、SC、SSWが連携し、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- 事実関係や気持ちを、「あなたを信じているよ。」という姿勢で傾聴する。また、疑いをもつことなく傾聴する。

※ 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2)周りの子どもからの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

(3)保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問ではなく、日頃から子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡する。
- 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じる。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

4 地域・保護者の協力を得る

学校協議会や校区青少年を守る会、「豊北チアリーダーズ」など、学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域ネットワークづくりを行い、いじめへの対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求める。

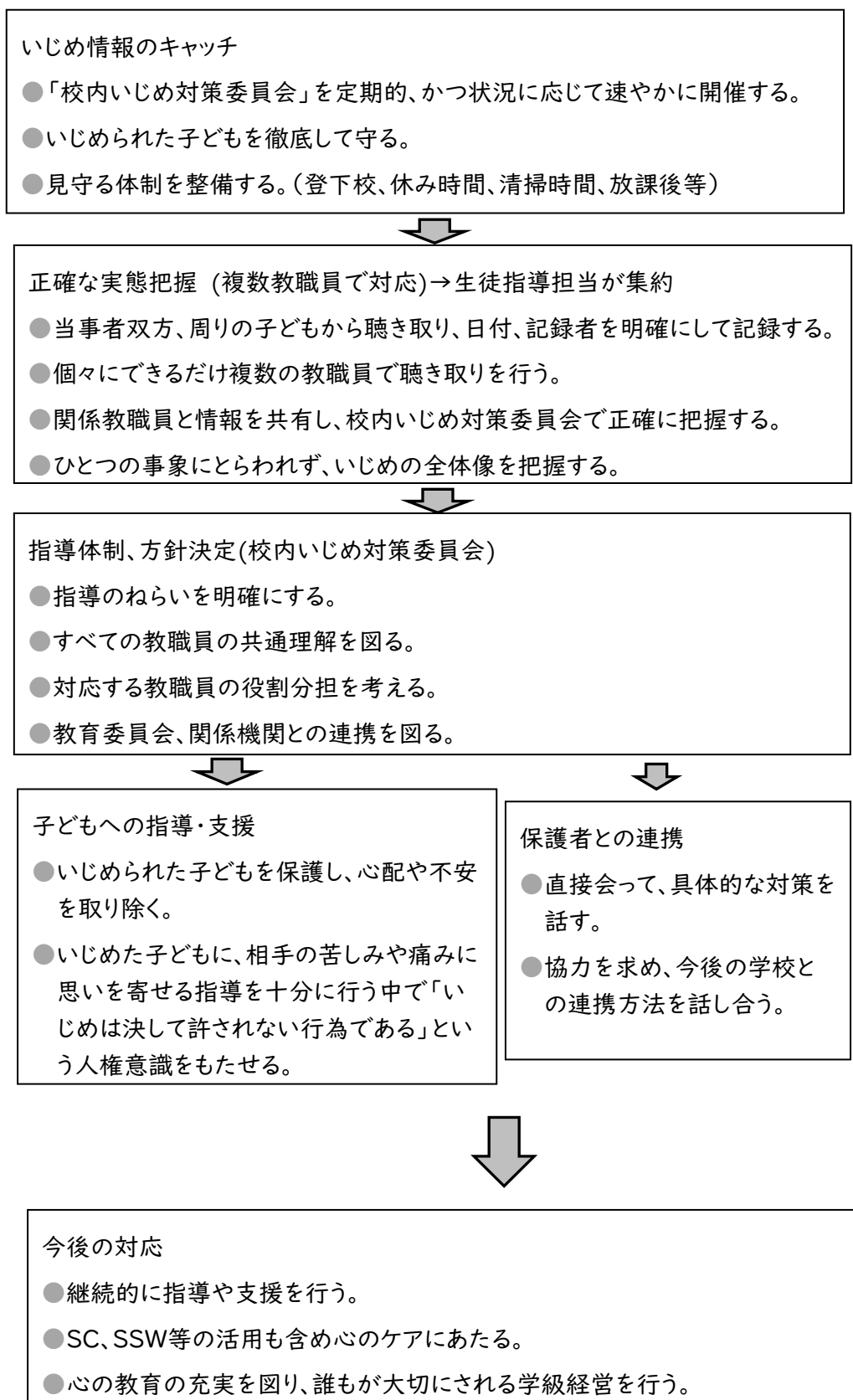
民生委員や児童委員、福祉会、青少年を守る会、更生保護女性会、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から、子どもたちに気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう体制づくりに努める。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、教職員研修を実施していじめの未然防止や再発防止のため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

子どもの個人情報、その取扱いには十分注意する。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ対応の留意事項

(1)いじめられた子ども・保護者に対して

子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2)いじめた子ども・保護者に対して

子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した取り組み

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談や成長ノートなどで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、子どものパソコンや携帯情報端末等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

早期発見には、メールやLINEなどSNS上の投稿や画像を見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は記録を残した上で、保護者と連携して本人の書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

1 ネット上のいじめ

パソコンやスマートフォンなどを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をSNS上で投稿や拡散をするなどの方法により、いじめを行うもの。

<特殊性による危険>

- ◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲の全員が誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ◆時間や場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

2 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

① 保護者会等で伝えること

<未然防止の観点から>

- 子どもたちのパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは保護者であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るための

ルールづくりを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。

- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったネット特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

<早期発見の観点から>

- 家庭でメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

② 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<インターネットの特殊性を踏まえて>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

3 早期発見・早期対応

(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の記録保存後、削除の対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、警察等の専門機関と連携する。
- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。

- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

(2)書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、記録として保存後、書き込み等の削除を迅速に行う。

(3)SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サイト)の対応

<指導のポイント>

- 発生しがちなトラブルとして、「仲間はずれ」「人間関係の悪化」「画像・動画に関するトラブル」「コミュニケーショントラブル」「出会い系被害」などがあること。

VI いじめに取り組む体制

I いじめに取り組む体制の整備

いじめへの取組みにあたっては、校長のリーダーシップの下に「いじめを絶対に許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組みを行う。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組みを、あらゆる教育活動において展開する。

いじめへの組織的な取組みを推進するため、いじめに特化した機動的な「校内いじめ対策委員会」を常設組織として設置し、その委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組みを展開する。

(1)校内いじめ対策委員会について

●構成員

校長、教頭、生徒指導担当、通級指導担当、養護教諭、

支援教育コーディネーター、SC、SSW、(必要に応じ当該学年チーム)

※ 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に速やかに報告し対応を協議する。

※ 対応の際に作成した資料は記録として10年間保存する。

(2) 重大事態への対応

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は次の対応を行う。

- 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議のうえ、当該事案にいじめ対策委員会で検討・対応する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた子ども、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大事態の意味について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合など
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ・ 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に当たる。
- 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

(4) 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に導計画を立てて、学校全体でいじめに取り組む。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

	会議等	未然防止に向けた取組み	早期発見に向けた取組み
4 月	校内いじめ対策委員会 定例会	校内研修 学級・学年づくり 人間関係づくり 学校行事、学年行事等を 活用し、年間を通じて人 間関係づくりを計画的 に進める	学級懇談
5 月	校内いじめ対策委員会 定例会	人間関係づくり学習	学級懇談
6 月	校内いじめ対策委員会 定例会		保護者懇談 生活状況調査 (i-check)
7 月	校内いじめ対策委員会 定例会	平和学習	
8 月		校内研修	
9 月	校内いじめ対策委員会 定例会	人間関係づくり学習	
10 月	校内いじめ対策委員会 定例会	情報モラル学習	いじめアンケート
11 月	校内いじめ対策委員会 定例会	多様性・持ちあじ学習	PTA人権講演会
12 月	校内いじめ対策委員会 定例会	国際理解学習	保護者懇談 生活状況調査 (i-check)

1 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: yellow; display: inline-block;">校内いじめ対策委員会</p> <p style="background-color: yellow; display: inline-block;">定例会</p> </div>		
2 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: yellow; display: inline-block;">校内いじめ対策委員会</p> <p style="background-color: yellow; display: inline-block;">定例会</p> </div>	人間関係づくり学習	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9ead3;"> <p style="background-color: #d9ead3; display: inline-block;">学校生活アンケート</p> <p>学級懇談</p> </div>
3 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: yellow; display: inline-block;">校内いじめ対策委員会</p> <p style="background-color: yellow; display: inline-block;">定例会</p> </div>		

校内いじめ対策委員会

